

資料 1

5 浪 建 第 8 0 号

令和5年7月13日

浪江町都市計画審議会長 様

浪 江 町 長



浪江都市計画研究施設 1号 福島国際研究教育機構について (諮問)

都市計画法第77条の2第1項の規定により、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

諮問第1号

浪江都市計画研究施設 1号 福島国際研究教育機構の決定について

以上